

NPO法改正のポイント

「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の概要

法律改正の背景・目的

阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）後、ボランティア活動を支援する新たな制度として、平成10年に特定非営利活動促進法が制定され、現在では、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」といいます。）の数は44,291法人（平成23年12月末時点）に上っています。東日本大震災（平成23年3月11日）後の復興支援においても、多数のNPO法人が活躍しています。

一方で、NPO法人支援のための認定NPO法人制度の利用は僅少であり（242法人、平成24年1月1日時点、NPO法人全体の約0.55%）、また、NPO法人の約7割が財政上の課題を抱えるなど、未だ多くの課題を抱えている現状です。

「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成23年法律第70号）による今回の改正は、このような現状に鑑み、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するため行うものです。

特定非営利活動促進法の改正の概要

1 認証制度の見直し —制度の使いやすさと信頼性向上のための措置—

(1) 所轄庁の変更

2以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人の認証事務を、内閣府に替えて主たる事務所の所在する都道府県の知事が、またその事務所が1の指定都市の区域内のみに所在するNPO法人にあっては、当該指定都市の長が行うこととなります。

(2) 活動分野の追加

これまでの17の活動分野に加え、「観光の振興を図る活動」、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」及び「法別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を追加します。

(3) 認証手続きの簡素化・柔軟化

定款の変更について、所轄庁の認証を要しない事項（役員の定数等）を追加します（所轄庁への届出は必要となります。）。また、社員総会の決議について、書面等により社員全員が同意の意思表示をしたときは、社員総会の決議があったものとみなすことができます。

(4) 未登記法人の認証取消し

設立の認証を受けた者が当該認証のあった日から6か月を経過しても設立の登記をしないときは、所轄庁は当該認証を取り消すことができます。

(5) 会計の明確化

NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」を「活動計算書」（事業年度における当該法人の活動状況を表す計算書）に変更します。

2 認定制度の見直し ―財政基盤の強化を支援するための措置―

(1) 新たな認定制度の創設

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁（都道府県又は指定都市）の認定を受けることができますこととなります（現行の国税庁による認定制度は廃止されます。）。

(2) 認定基準の緩和（平成23年度の分離税制改正法（国税・地方税）による税制改正）

広く市民の支援を受けているかどうかを判断するための基準（以下「パブリック・サポート・テスト（PST）」といいます。）について、従来の相対値基準（寄附金の総収入に占める割合が1/5以上）の他に、絶対値基準（各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること）又は条例個別指定（事務所所在地の自治体の条例による個別指定を受けること）のいずれかを選択できることとなります。

(3) 仮認定制度の導入

設立初期のNPO法人、特に設立後5年以内の法人については、財政基盤が脆弱な法人が多いという事実に鑑み、1回に限り、スタートアップ支援として、パブリック・サポート・テストを免除した仮認定（有効期間は3年間となります。）により税制優遇を受けられる制度（仮認定制度）を導入します。

なお、経過措置として、改正法施行後3年間は、設立後5年超の法人も仮認定を受けられることとなります。

※ 認定NPO法人及び仮認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）に寄附した者は、分離税制改正法（平成23年6月30日施行）において盛り込まれた措置の適用（寄附者は所得税法上の所得控除と税額控除を選択可能（地方税法とあわせて寄附金額の最大50%の控除が可能となります。）等）が認められます。

3 監督規定の整備

特定非営利活動法人制度は、情報開示を通じて、市民の選択、監視、あるいはそれに基づく法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度であることから、さまざまなかたちで行政の関与を抑制しています。しかし、法令違反など一定の場合において、所轄庁は、法人に対して報告を求めたり、検査を実施したり、また、場合によっては改善措置を求めたり、更には認証・認定の取り消しを行うこともあります。

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、所轄庁による監督を補完するため、従たる事務所所在地の知事も、当該都道府県内において、一定の監督権限（報告及び検査、勧告、命令）を行使することができます。

あわせて、所轄庁と従たる事務所所在地の知事が、関係機関と連携して監督できるよう、関連情報の通知などの仕組みが設けられました。

4 その他

(1) 情報の提供

内閣府及び所轄庁は、NPO法人の活動状況に関するデータベースの整備などを通じて情報提供に取り組みます。

(2) 検討

改正法施行後3年を目途として、認定制度や「特定非営利活動法人」という名称の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることとなります。

5 施行期日 平成24年4月1日
